

全国児童委員活動強化推進方策
「広げよう地域に根ざした思いやり」行動宣言
児童委員・主任児童委員版

基本方針

進めよう！子育てを応援する地域づくり、支えよう！子どもたちの健やかな育ち
～地域住民とともに「わがまちならでは」の活動を～

目的

- 全民児連では、児童委員・主任児童委員が子どもと子育て家庭への支援を推進するため、「アクションプラン」や「全国児童委員活動強化推進方策・行動宣言」に基づく取り組みを進めてきました。
- 近年、虐待に加え、引きこもりや不登校、いじめ、自殺、貧困等といった子どもに係るさまざまな課題が顕在化しています。
- このようななか、平成25年6月には、子どもの貧困対策推進法やいじめ防止対策推進法が成立しました。
- 子どもと子育て家庭をめぐる課題は複雑・多様化しています。児童委員は、主任児童委員との一層の連携を図りながら、活動を進めていくことが期待されています。また、民児協組織全体として目標を定め、取り組む必要があります。
- さらに、安心して子育てができ、子どもが健やかに育つためには、地域全体で子どもや子育て家庭を支える取り組みが重要であり、児童委員・主任児童委員は、住民の最も身近な支援者として地域住民への働きかけを進め、地域住民とともに地域づくりを進めていく必要があります。
- 本強化推進方策は、地域住民への児童委員・主任児童委員の活動の理解をすすめることで、これまで取り組んできた児童委員・主任児童委員活動をさらに発展させ、子どもが健やかに育ち、子育てしやすい地域づくりを推進していくことをめざすものです。
- 地域の実情に応じて、創意工夫を凝らした「わがまちならでは」の取り組みを計画的に進めましょう。

1. 重点目標

(1) 子育て家庭を応援する地域づくりを進め、子育ての孤立や育児不安の抱え込みの防止に努めます。

(趣旨)

- ・ 身近に相談できる人がいるという実感がもてるよう、子育て家庭と顔の見える関係を築き、出産前からの切れ目のない支援活動を展開することが、虐待の要因ともなりうる子育て家庭の孤立や課題の抱え込みの防止につながります。
- ・ 児童委員・主任児童委員は、日々の活動のなかで子育て家庭と向き合い、健やかな子育て・子育ちを応援し、地域住民がお互いに声かけや支え合いができるような地域づくりに取り組むことが重要です。また、課題のある親子を早期に発見し、必要な支援につながります。

(考えられる取り組み例)

- ・ 乳児家庭全戸訪問事業による訪問活動。
- ・ 子育てサロンの情報提供、実施。
- ・ 母親学級、両親学級への協力。
- ・ 乳児健診を受診していない家庭への訪問、確認。
- ・ 子育てマップの作成と地域住民及び関係機関への提供。
- ・ 保健所、地域子育て支援センター、児童館をはじめとした子育てに関する専門相談機関等に関する情報提供。
- ・ 生活困窮状態にある子育て世帯への教育支援ボランティア等の紹介。
- ・ 学校や PTA 等との連携による、地域の子どもたちに関する定期的な情報交換会の実施。

(2) 地域の子どもたちの見守り活動を進めるとともに、子どもたちにとって身近な「おとな」となります。

(趣旨)

- ・ 児童委員・主任児童委員は、日々の活動のなかで地域の子どもたちの状況を把握することが大切です。
- ・ 日頃から子どもたちと顔見知りになり、子どもたちが安心して接することができるような身近な「おとな」となることで、引きこもり、不登校、いじめ等、助けを求めることができずに孤立している子どもが信頼して相談できる相手となることをめざします。さらに、犯罪被害等から子どもを守るため、地域全体で子どもたちを見守る体制をつくることが重要です。

(考えられる取り組み例)

- ・ 学校や子ども会等との連携・協働により、児童委員・主任児童委員が身

近な存在であることを児童に伝える。

- ・ 登下校時の声かけや通学路のパトロールによる見守り活動の実施。
- ・ 安全マップの作成と、学校への情報提供。
- ・ 不登校の子どもたちも日常的に通い、遊びや勉強等の活動ができるような居場所づくり、仲間づくりへの協力。
- ・ 各地区における青少年育成組織の活動等への協力

(3) 児童虐待の早期発見・早期対応のため、幅広い関係者の連携・協働を推進します。

(趣旨)

- ・ 子どもの生命や健やかな育ちに大きな影響を及ぼす児童虐待は、予防に加え、早期発見、早期対応がなにより重要です。そのためには、市町村、児童相談所、保健所、保育所、幼稚園、学校等の関係機関と密接に連携した活動が大切です。
- ・ また、民児協として要保護児童対策地域協議会の活動の活性化を働きかけることも重要な役割といえます。
- ・ さらに、虐待が疑われるような場合に、地域住民からの情報提供を得られるよう、日頃から住民との関係を築き、地域全体で取り組みをすすめていくことが大切です。

(考えられる取り組み例)

- ・ 学校、保育所、児童相談所等との定期的な情報交換会の開催。
- ・ 児童虐待の気づきのポイント等についての資料の活用等、地域住民の虐待問題への関心を高める取り組み。
- ・ 子どもや子育て家庭が抱えるそれぞれの課題について、学校や行政等の幅広い関係機関と相互に取り決めた役割分担のなかで、それぞれの課題に即したきめ細かい個別支援活動を行なう。

2. 推進体制

地域の親子と知り合うためには、民児協として具体的な児童委員活動を展開すること、そしてそれを推進していくために各民児協の実情に応じた組織的な体制を整備することが必要です。

「全国児童委員活動強化推進方策 第2次アクションプラン」を踏まえ、以下にその推進体制を紹介しますのでご参考ください。すでに体制を整備している民児協については、推進体制を振り返る際の参考としてください。

①単位（市区町村）民児協

- ・ 児童家庭福祉に関する部会を設置する単位民児協は、全体の 40.3%にとどま

っている（全国民生委員児童委員連合会調べ）。児童家庭福祉に関する部会（委員会、プロジェクトチーム等）を設置し、その部会等が中心となり、本取り組みを実施する。主任児童委員も部会等に参画し、取り組みの推進にあたる。

- ・ 民児協定例会において、必ず児童家庭福祉に関する内容を取り上げ、児童委員としての意識化や活動の推進を図る。
- ・ 活動の展開にあたっては、区域担当の児童委員にも主任児童委員の民児協組織内における役割を正しく認識し、共通認識をもつようにする。また、区域担当児童委員と主任児童委員との密接な連携を図る。主任児童委員においては、民児協全体の児童委員活動の推進役として積極的な役割分担が望まれる。
- ・ さらに、区域担当の児童委員や主任児童委員が日々の活動のなかで課題を抱え、孤立しないために、支え合う組織づくりを進める。
- ・ また、必要に応じて、地区の小・中学校等広く関係機関・団体、当事者等の参画を呼びかけ、多様な視点を持って取り組める工夫をする。
- ・ 虐待防止に関する啓発運動（オレンジリボン運動等）への協力を行なう。

②都道府県・指定都市民児協

- ・ 児童家庭福祉に関する部会（委員会等）を設置し、その部会等が中心となり、都道府県・指定都市全体の取り組みへの積極的支援を図る。主任児童委員も部会等に参画し、協働して取り組みにあたる。必要に応じて、関係機関・団体、当事者等の参画を呼びかけ、できるだけ地域全体の相談・支援体制を視野に置いた取り組みとする。
- ・ 都道府県・指定都市内の主任児童委員の連携や学習を目的として、主任児童委員の連絡会等の設置を推進する。
- ・ 区域担当児童委員と主任児童委員との十分な連携を図るため、単位民児協会長への研修等、積極的な支援を行なう。
- ・ 県内の単位（市町村）民児協における情報・課題を共有する。
- ・ 区域担当児童委員や主任児童委員が地域住民と知り合うために有効なツール（名刺や啓発パンフレット等）を作成・配布する等、委員が地域で活動するために必要な支援を行なう。
- ・ 虐待防止に関する啓発運動（オレンジリボン運動等）への協力を行なう。

③全民児連

- ・ 児童委員活動事例集やマニュアル等の作成配布。
- ・ 会議や研修会等における情報交換の場の提供や、機関紙等による情報提供。
- ・ それぞれの地域で児童委員・主任児童委員が地区の小・中学校等とより連携をしていくために、必要に応じて諸官庁との連携を図る。
- ・ 虐待防止に関する啓発運動（オレンジリボン運動等）への協力を行なう。

3. 活動の振り返りについて（定期的な活動の振り返りの推進）

（振り返りの視点）

- 定期的な活動の振り返りを通じ、その改善、充実を図っていくことが大切です。
- 「わがまちならでは」の子どもと子育て支援の活動方針・目標を明確に定め、年次ごとの目標に対する到達度を見据え、取り組んでいくことが大切です。
- 計画の策定にあたっては、例えば3年を1期とする計画を策定することなども考えられます。
- 一斉改選等に伴い、会長や委員の交代の場合も、民児協の活動が引き継がれるようにしていくことが大切です。

4. 取り組み期間

平成25年12月～平成29年11月

※100周年となる平成29年11月までの取り組み

平成25年9月 全国民生委員児童委員連合会